

出入国管理に関する唯一の法令集！

注解・判例

出入国管理実務六法 令和 9 年版

出入国管理法令研究会 編

2026 年 11 月刊 A5 判上製 2,150 頁（予定） 定価 7,480 円（本体 6,800 円）

978-4-8178-5092-8 商品番号：50003 略号：9 入管

令和 9 年版のポイント

- 特定在留カード関係の条文の解説等、入管法施行令・施行規則等の改正、特定在留カード申請規則等
- 経営・管理に係る基準省令の改正
- 入管法第 73 条の 3（在留カード偽造）の改正等

…等最新の法改正を網羅！

第七十三条の三 行使の目的で、在留カード又は在留カードとして表示されて行使されることとなる在留カード電磁的記録（次項及び第三項において「在留カード等」という。）を偽造し、又は変造した者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

2 偽造され、又は変造された在留カード等を行使した者も、前項と同様とする。

3 行使の目的で、偽造され、又は変造された在留カード等を提供し、又は收受した者も、第一項と同様とする。

4 人の事務処理を助ける目的で、在留カード電磁的記録を不正に作つた者も、第一項と同様とする。

5 不正に作られた在留カード電磁的記録を、前項の目的で、人の事務処理の用に供した者も、第一項と同様とする。

6 不正に作られた在留カード電磁的記録が記録された在留カードを、第四項の目的で、提供し、又は收受した者も、第一項と同様とする。

7 前各項の罪の未遂は、罰する。

〔参考〕
（入管法） 入管法七四の七

〔解説〕
1 平成二十一年の改正により本条から第七十三条の六までの規定が新設された。在留カードは、これを所持する外国人が、適法な在留資格をもって中長期滞在する者であることを証明する公的な文書であり、社会生活のあらゆる場面で使用が予定されていることから、その有用性は高く、その偽造等が強く懸念されたが、在留カードの社会的信用を偽造等する行為は、新しい在留管理制度の根幹を脅かすものであり、偽造行為、偽変造の在留カードの販売行為等、多数の関係者それぞれが関与することが予想される。その役割を分担した共同犯罪

【主な収録内容】

基本法令には最新の参照条文、逐条解説
及び参考判例要旨を付しています！

◆充実の法令・参考情報

出入国管理及び難民認定法、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法には、条文ごとに趣旨や解釈及び現行の運用等の解説を掲載。また、関係する重要な判例要旨及び参照条文も掲載。

◆50 以上の出入国管理に関する告示を収録。

◆出入国管理及び難民認定法施行規則の別記様式をすべて収録。

（中長期在留者）
第十九条の三 出入国在留管理庁長官は、本邦に在留資格をもつて在留する外国人のうち、次に掲げる者以外の者（以下「中長期在留者」という。）に対し、在留カードを交付するものとする。

一 三月以下の在留期間が決定された者

二 短期滞在の在留資格が決定された者

三 外交又は公用の在留資格が決定された者

四 前三号に準ずる者として法務省令で定めるもの

〔参考〕
（四）
（法務省令） 入管法施行規則一九の五

〔解説〕
1 本条から第十九条の十七、第十九条の三十六及び第十九条の三十七の規定

〔判例〕
○ 法（出入国管理及び難民認定法）六十一条の二第一項は、「法務大臣は、本邦にある外国人から法務省令で定める手続により申請があつたときは、その提出した資料に基づき、その者が難民である旨の認定（難民の認定）を行うことができる。」と定め、同法施行規則五十五条第一項は、申請者に対し申請資料として「難民に該当することを証する資料」の提出を求めている。したがって、このような条項の文理に従えば、難民であることの資料の提出義務及び立証責任は申請者とする者が原則として負担するものと解すべきである。



日本加除出版

〒112-8544 東京都文京区関口 2 丁目 3 番 3 号
目白坂 ST ビル 2 階・3 階

営業部

TEL:03-3953-5642

FAX:03-6835-7003

営業時間：月～金（祝日除く） 9:00-17:00

X (旧 Twitter) @nihonkajo

www.kajo.co.jp



日本加除出版 H P